

税務Q&A



インボイス制度の導入と手続について(2回シリーズ その1)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 末吉 幹久
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



消費税の仕組みが大きく変わり、インボイス制度が導入されると聞きました。聞くところによると、事前の準備など結構大変のようですが、現在の制度とどのような違いがあって、どのようなことをしなければならないのか、具体的な内容を承知していませんので不安です。インボイス制度についての注意点についてお聞きしたいです。



令和5年10月1日からインボイス制度(正確には「適格請求書等保存方式」といいます。)が導入されますが、その概要や注意点についてと、事前に準備すべきことなどを2回のシリーズに分けてご説明いたします。今回は、シリーズその1として、適格請求書保存方式の概要と注意点について簡単に解説します。

※詳細については日本税理士会連合会HPの特設ページをご覧ください。
<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/invoice/>

1. 消費税の基本的仕組みと適格請求書保存方式

消費税の納付額の計算は、一定期間内の売上(課税売上げと言います。)に係る消費税額から、同期間の仕入、経費や設備投資(課税仕入れ等と言います。)に係る消費税額を差し引き、その差額がプラスの場合は納付が発生し、マイナスの場合は還付が発生する仕組みとなっています。この課税仕入れ等に係る消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といい、その控除の要件として帳簿保存要件と請求書等保存要件があるのですが、このうち請求書等保存要件について、これまでの「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」へと変更(令和5年10月1日より)されます。

2. 適格請求書等保存方式の導入とこれまでとの違い

適格請求書等とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段で、一定の事項が記載された請求書や領収書等の書類をいいます。この適格請求書等を新制度のスタート(令和5年10月1日)と同時に発行するためには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間(ただし、困難な事情がある場合

は令和5年9月30日まで)に所轄税務署長に登録申請を行い、登録番号などの通知を受ける必要があります。(登録を受けていない事業者が適格請求書等と誤認されるおそれのある書類を交付することは法律により禁止され、違反した場合の罰則も設けられています。)

請求書に記載すべき事項のうちこれまでと異なるところは、登録番号と、税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となる点です。(タクシーなどの不特定多数の者に対して取引を行う場合など、一定の場合には記載事項の一部を省略した適格簡易請求書を交付することができます。)

3. 注意点

(1)売り手側の注意点

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

適格請求書の交付義務	取引の相手方(課税事業者のみ)の求めに応じて、適格請求書等を交付する義務(※)
適格返還請求書の交付義務	売上値引等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
修正した適格請求書の交付義務	交付した適格請求書等に誤りがある場合に、修正した適格請求書等を交付する義務
写しの保存義務	交付した適格請求書等の写しを保存する義務

(※) 公共交通機関であるバス等の運送事業で3万円未満のものの場合等、一定の場合には交付義務が免除される場合があります。

(2)買い手側の注意点

仕入税額控除の要件	一定の事項を記載した帳簿と、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは原則として仕入税額控除の対象になりません。
保存が必要となる請求書等の範囲	保存が必要となる請求書等については、売手が交付する適格請求書等のほか、買手が作成する仕入明細書等や、その電磁的記録が含まれます。
帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる場合	適格請求書等の交付義務が免除されている取引や、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等に係るものは帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能な場合があります。